

鎌田少年野球団中等部 松本セントラル BBC クラブ規約

第一章 総則

(名称)

第1条 「鎌田少年野球団中等部 松本セントラル BBC」(以下「クラブ」という。)と称する。

(実施種目)

第2条 クラブは、次の種目を実施する。

・軟式野球

(目的)

第3条 (1)野球を通じて子供達の心身の発展を促進させ、肉体的・精神的健康を育成し規律と自主性を養う。野球を愛する子供達に、中学校で限られた時間外に、夢や、喜びや楽しみを与える場を提供するとともに、健全育成を目指す。

(2)クラブの活動は、文部科学省の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」長野県の「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」および「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」に適合した活動したものとする。

(活動時間)

第4条 (1)クラブの活動時間は、長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針に準じて、週当たり2日以上、の休養日を設け、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会、練習試合等への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振りかえ、週末の活動が常態化しないよう配慮するものとする。

(2)1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は、3時間程度とする。なお、大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、参加者の負担とならないよう配慮するものとする。

(活動場所)

第5条 クラブの活動場所は、両島浄化センターグラウンドを主会場とし、鎌田中学校グラウンド・その他中学校グラウンド・その他の野球場においても活動する。冬季においては鎌田中学校体育館・その他市内の体育館でも活動することがある。

第二章 会員

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、クラブ加入申請書(様式1)をクラブに提出し了承を得るものとする。

主に松本市中心部～西部に在住する中学一年生から中学三年生までを対象とするが相談に応じて松本市全域の中学一年生から中学三年生までを対象とする。

(会費)

第7条 (1)本クラブの月会費は3,000円とする。代表の承認で執行し総会にて報告することとする。

また、これは保護者会費とは別であり、大会参加費、役員報酬、保険、登録費、道具購入等、クラブ運営に必要な経費となる。

(2)会費は入会日が属する月から退会日が属する月分支払うものとする。また、集金方法については役員会にて決定をする。

(3)大会参加費、役員報酬、保険、登録費、道具購入等、クラブ運営に必要な経費について、会員から別途徴収することができるものとする。

(退会)

第 8 条 会員はクラブ退会届け(様式2)をクラブに提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第 9 条 次の事項に該当した時はクラブ役員の決議により退会させるものとする。

- (1) 本クラブの名誉を傷つけ信用を失うような行為があった時
- (2) 会費を 6 ヶ月以上滞納した時

第三章 役員

(役員)

第 10 条 クラブは、次の役員を選任する。役員は、会員の中から選出され、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(1) クラブ役員

代表

事務局長

(2) 保護者会役員(会員の保護者より選出)

保護者会長、副会長、会計

(会議)

第 11 条 クラブは、次の会議を置くものとする。

- (1) 総会(例年 5 月、8 月に開催)
- (2) 役員会(適宜必要な事案が発生した場合など)

(総会)

第 12 条 総会は以下のように定める

- (1) 通常、年2回総会(5月・8月)を開催する。時期、場所については役員会において決定する。
- (2) 総会は、会員の3分の2をもって成立する。
- (3) 保護者会長が議長となり次の項目を討議する。
 - ① 事業計画に関する事
 - ② 収支決算に関する事
 - ③ 規約の改正に関する事
 - ④ 本クラブ及び保護者会の運営に際し必要な事項について
 - ⑤ 本クラブ役員及び保護者会役員の選出に関する事
- (4) 代表及び保護者会長は必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- (5) 議会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員会)

第 13 条 役員会は以下のように定める。

- (1) 役員会は会長が招集し、議長は副会長とする。
- (2) 役員会は臨時総会を開催するいとまの無い場合において地域クラブの目的を達成するためにやむを得ないと認められるときは、総会の権限に属する事項について審議し決議することができる。
- (3) 役員会はクラブの活動を把握し、第二条の目的が達せられるように支援する。
- (4) 議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第四章 指導者

(指導者の選出)

第 14 条 クラブは、次の指導者を選任する。指導者は、会員の中から選出され、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(1) 監督

(2) 助監督

(3) コーチ

(4) 保護者コーチ(会員保護者)

(指導者の責務)

第 15 条 (1) クラブの指導者は、指導者及び一社会人として、円満な人格を形成し見識を高めるため、常に自己研鑽に努め、適切な指導を行わなければならない。

(2) 競技力向上だけでなく、他校や異年齢との交流の中で、会員同士や会員と指導者等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、豊かな人間性の育成にも寄与しなければならない。

(指導者の資格)

第 16 条 指導者はクラブにおいて定める資格要件を満たす必要がある。また、大会参加にあたっては、資格を必要とする場合においては、該当資格の取得を推奨するものとする。

第五章 会計

(会計)

第 17 条 (1) クラブの会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(2) クラブは、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

第六章 事故の責任

(事故の責任)

第 18 条 会員はクラブの活動に際してはクラブ諸規程を遵守し、施設管理責任者及び指導者の指示に従い自己の責任において行動する。指導が適切に行われている場合は、傷害等の事故が起ころうともクラブ及び指導者等に対し損害賠償を請求できないものとする。

(保険の加入)

第 19 条 (1) クラブの会員および指導者はスポーツ安全協会障害保険に加入する。

(2) 保険加入は事務局が一括して加入するものとし、保険料は、会費をもってそれに充てるものとする。

(3) クラブ活動中の傷害については、傷害保険の対象範囲で対応するものとする。

(4) 保険未加入者の活動中の事故については、クラブは一切の責任を負わないものとする。

第七章 個人情報管理

(個人情報の管理)

第 20 条 (1) クラブは活動における個人情報を、適切に管理し、クラブの円滑な運営を目的としたものに使用することができる。

(2) クラブは、下記に示す場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示又は提供をすることはできない。また、開示又は提供を行う場合は、個人情報の不適切な流出防止をはじめとする保護のための措置が、開示又は提供先において確保されるよう努める。

① 業務委託先、指導者等に運営上必要な範囲で開示・提供する場合

② 法令等により開示・提供が求められた場合

(3) クラブの指導者、会員、保護者、その他クラブ関係者は、クラブの活動において知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせるなど、目的外に使用することの無いよう徹底しなければならない。また、個人情報の取扱いについても、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律 57 号)及び関係法令等を遵守し、適切に保護しなければならない。

第八章 クラブの解散・その他・細則

(クラブの解散)

第 21 条 クラブは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

(その他)

第 22 条 この規約に定めない事項及び運営上必要な規則の変更および追加・細則は総会又は役員会の決議により定める。

(附則)

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

鎌田少年野球団中等部

松本セントラル BBC 運営方針

令和7年4月

1 活動目標

野球を通して、個人とチームが成長し、社会の中で信頼され、貢献できる人間になることを目標とする。

地域に応援されるチーム・選手・指導者を目指し、フェアプレーの精神を大切にする。

2 目指す生徒像

野球ができる環境に感謝し、努力を惜しまず挑戦できる選手

野球の基本と戦略を理解し、自ら考え、判断し、行動できる選手

チームワークを大切にし、仲間とともに成長できる選手

3 育てたい力

- ・自立・自律した選手としての姿勢

自分で考え、行動し、仲間と協力できる力を育む。

- ・責任感と挑戦する姿勢

自分の役割を理解し、ミスを恐れず挑戦する精神を養う。

- ・礼儀とコミュニケーション能力

あいさつや礼儀を大切にし、指導者・仲間・対戦相手を尊重できる。

- ・野球を通じた経験を最大限に活かす力

試合・練習・地域活動を通じて、努力することの大切さと楽しさを学ぶ。

4 地域クラブ活動の活動内容

(1) 指導方針

育成年代（中学生）のチームであることを念頭に置き、高校野球やその先の競技レベルにつながるように、個々の技術・戦術理解を高める指導を行う。

選手の自主性を尊重しながら、基本の徹底と応用力を身につけることをサポートし、長期的な成長を促す。

(2) 指導者

鎌倉 弘行

湯澤 圭

上條 郁男

丸山 進

新村 美史

(3) 適切な休養日及び活動時間の設定

通常の実習日程

①朝の活動：活動なし

②平日の活動：月・火・木・金の放課後 ※土日両日共に活動した場合、平日の OFF を設ける

③原則的に土日どちらか1日の活動（夏季大会終了までは、土日両日ありの場合もあるが、土日の活動が常態化しないようにする。）

④長期休業中は、オフ期間を設ける。

(4) 大会の参加

- ①全日本少年軟式野球大会（5月）
- ②中部日本地区選抜中学野球大会（6月）
- ③中体連夏季大会(6月)
- ④全日本少年春季軟式野球大会（9月）
- ⑤新人戦（10月）

セントラルBBC 活動計画		支出予定
4月	一年生入会	軟式野球連盟登録（チーム登録、メンバー登録）
		スポーツ保険料（全学年＋指導者）
5月	総会①	
	ふきはら交流大会	
	全日本少年式野球大会	参加費
6月	中部日本地区選抜野球大会	参加費
	中体連夏季大会	参加費、プログラム代
7月	県大会	参加費、プログラム代
	北信越大会	参加費、プログラム代
8月	全国大会	参加費、プログラム代
	卒部式	プレゼント代
	総会②	
9月	全日本春季少年軟式野球大会	参加費
10月	中体連新人戦	参加費、プログラム代
11月	秋の天竜川交流会	
12月		
1月		
2月		
3月	鎌田少年団交流会	